

書誌第103号追

瀬戸内海水路誌

追補第3

令和6年（2024）7月12日発行



海上保安庁

瀬戸内海水路誌

追補第3

この追補は、令和5年3月刊行の瀬戸内海水路誌の記載事項を更新するもので、令和6年5月1日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和6年7月12日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
9	航路・航路標識	
10	航路標識	
15	漁業	
18	漁業	
32	法規、海上交通安全法	
43	友ヶ島水道	
90	下津井瀬戸～白石瀬戸付近	
106	来島海峡	
106-1	来島海峡	
107	来島海峡	追補第1の当該ページ及び 107-1ページは無効
108	来島海峡	追補第1の当該ページは無効
115	来島海峡～釣島水道・クダコ水道	
116	来島海峡～釣島水道・クダコ水道	
149	関門海峡	
164	由良港	
182	深日港	
187	阪神港	
198	阪神港大阪区	追補第2の当該ページは無効
199	阪神港大阪区	追補第2の当該ページは無効
200	阪神港大阪区	
201	阪神港大阪区	追補第1の当該ページは無効
209	阪神港神戸区	
211	阪神港神戸区	
256	尾道系崎港	
261	今治港	
263	壬生川港	
264	西条港	
266	新居浜港	
268	三島川之江港	
280	広島港	
285	柳井港	
290	徳山下松港	
292-1	徳山下松港	追補第1の当該ページは無効
307	大分港	
308	大分港	追補第1の当該ページは無効
313	松山港の通信	
323	関門港	
327	関門港六連島区	
328	関門港響新港区	
333	関門港若松区	追補第2の当該ページは無効

口付近海域、明石海峡航路西側出入口付近海域、**来島海峡航路西側出入口付近海域**、釣島水道付近海域、音戸瀬戸付近海域及び大島瀬戸における経路が指定されている。

指定海図 海上交通安全法第44条に基づき、航路及び規制事項を記載した海上交通安全法指定海図を刊行している。指定海図は書誌第900号「水路図誌目録」に記載してある。

港則法の航路 特定港に出入するための航路で、和歌山下津港、徳島小松島港、阪南港、阪神港、東播磨港、姫路港、水島港、高松港、尾道糸崎港、新居浜港、広島港及び関門港にある（港則法第11条、同法施行規則第8条）。

定期旅客船航路 瀬戸内海の地理的な交通環境と観光地域としての性格から、沿岸諸港や諸島間に定期旅客船の航路網が行きわたっている。この航路は主航路に沿い、又はこれを横断している所もある。

信 号

航路管制信号 阪神港、水島港及び関門港の管制水路においては、港則法に基づく航行管制信号を、また、水島航路においては、海上交通安全法に基づく航路管制信号を行っている。

私設信号 和歌山下津港及び姫路港においては、係留施設の使用に関する私設信号が定められている（平成7年海上保安庁告示第34号「係留施設の使用に関する私設信号」）。

航路標識

港湾及び航路の整備などに伴い一時的に航路標識が設置、移転及び撤去されることがあるので、水路通報、航行警報及び安全通報などに注意する必要がある。

各港湾付近及び陸岸寄りの灯光による航路標識は、背後の灯火及び漁火などにより見えにくいことがある。

浮標式 日本国内では、IALA（国際航路標識協会）海上浮標式（B方式）を採用している。

水源 水源は、次のように定められている。

- 1 主航路から港湾に接続する航路は港湾側を、また港湾内における航路については、通常船舶が停止して荷役するところを水源とする。
- 2 IALA 海上浮標式による左舷標識及び右舷標識の方向の基準となる水源については、次表による。

水 域	水 源
港、湾、河川及びこれらに接続する水域	港若しくは湾の奥部又は河川の上流
瀬戸内海（関門海峡を含み、宇高東航路及び宇高西航路を除く）	阪神港
宇高東航路及び宇高西航路	宇野港

AIS 信号所 船舶のAIS（Automatic Identification System：船舶自動識別システム）受信機又はAIS重量表示が可能な航海用レーダやECDIS（Electronic Chart Display and Information System：電子海図表示システム）画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設であり、既存の航路標識にAIS局を併置した「リアル：Real」と実際には存在しない航路標識を航海用レーダ等に表示させる「バーチャル：Virtual」がある。

この水路誌の記載区域内には、次の**19**信号所がある。

信号所名	位 置	種 別	備 考
洲本沖	34° 21.3' N 135° 00.5' E	Real	洲本沖灯浮標に併置

明石海峡航路北東方	34° 36.3′ N 135° 04.9′ E	Virtual	
由良瀬戸北方	34° 17.9′ N 134° 58.8′ E	Virtual	
由良瀬戸南方	34° 16.0′ N 134° 58.8′ E	Virtual	
明石海峡航路中央	34° 37.4′ N 135° 00.6′ E	Real	明石海峡航路中央第2号灯浮標に併置
来島海峡航路西口A	34° 09.4′ N 132° 53.9′ E	Virtual	
来島海峡航路西口B	34° 09.6′ N 132° 55.1′ E	Virtual	
八島南方	33° 41.6′ N 132° 08.1′ E	Real	伊予灘航路第5号灯浮標に併置
伊予灘航路第2号	33° 44.1′ N 131° 53.9′ E	Virtual	
伊予灘航路第4号	33° 42.4′ N 132° 03.4′ E	Virtual	
伊予灘航路第6号	33° 42.8′ N 132° 13.0′ E	Virtual	
伊予灘航路第9号	33° 52.7′ N 132° 35.7′ E	Virtual	
周防灘航路第2号	33° 49.4′ N 131° 23.7′ E	Virtual	
周防灘航路第4号	33° 47.3′ N 131° 35.5′ E	Virtual	
周防灘航路第6号	33° 45.7′ N 131° 44.7′ E	Virtual	
西部石油宇部沖シーバース	33° 50.0′ N 131° 12.8′ E	Real	西部石油宇部沖シーバース灯に併置
関門航路東口	33° 56.8′ N 131° 03.0′ E	Real	下関南東水道第1号灯浮標に併置
関門航路西口	33° 59.8′ N 130° 53.1′ E	Real	関門航路第1号灯浮標に併置
ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所	34° 03.2′ N 130° 43.4′ E	Real	ひびき灘沖浮体式洋上風力発電所施設灯に併置

第6章 水 先

水 先 区

水先区とは、水先法の適用される区域で、名称及び区域は政令で定めるものをいう（水先法第33条、同法施行令第3条）。また、水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を強制水先区という（水先法第35条第1項、同法施行令第4条、同法施行規則第21条）。この水路誌の記載区域内にある水先区は、次表のとおりである。

水先区	区 域	強制水先区
和歌山下津	和歌山下津港の区域	
小松島	徳島小松島港小松島区の区域	
大阪湾	友ヶ島水道及び大阪湾（明石海峡及び付近を除く）	大阪湾区
内 海	瀬戸内海一帯（紀伊水道、大阪湾の一部及び関門海峡付近を除く）	大阪湾区（明石海峡及び付近）、備讃瀬戸区、来島区
関 門	関門港及び付近	関門区（港則法の響新港区、長府区及び新門司区を除く）

漁業

概要 古くから行われている小規模の漁業が盛んで、航路付近のいたる所で多数の漁船が操業しており、特に漁業最盛期の3～7月は霧の発生する時期でもあるため、十分な警戒が必要である。

操業中の漁具標識等については、各府県の漁業調整規則に定められているが、各地域の漁法が異なることから必ずしも統一されたものではない。

沿岸部、湾の入江及び島の周辺海域には多数の定置網や養殖施設がある。

こませ網漁業 備讃瀬戸周辺海域では、1～11月（盛漁期：2～8月）、こませ網漁業が行われている（第3図及び第4図参照）。これはあらかじめ袋網を海中に沈めておき、潮流によって流されてくる魚群が袋網に入るのを待って引き揚げる独特の漁法で、通常転流時に設置し、次の転流時に揚網する。

航行船舶は、いかりだる（オレンジ色）の外側を十分な距離を保ち通航することにより安全に航行できるが、潮流が強い時には、いかりだる（オレンジ色）が水没し見えにくくなることもあるため、補助だる（オレンジ色）を目標にすることとなるので注意を要する。

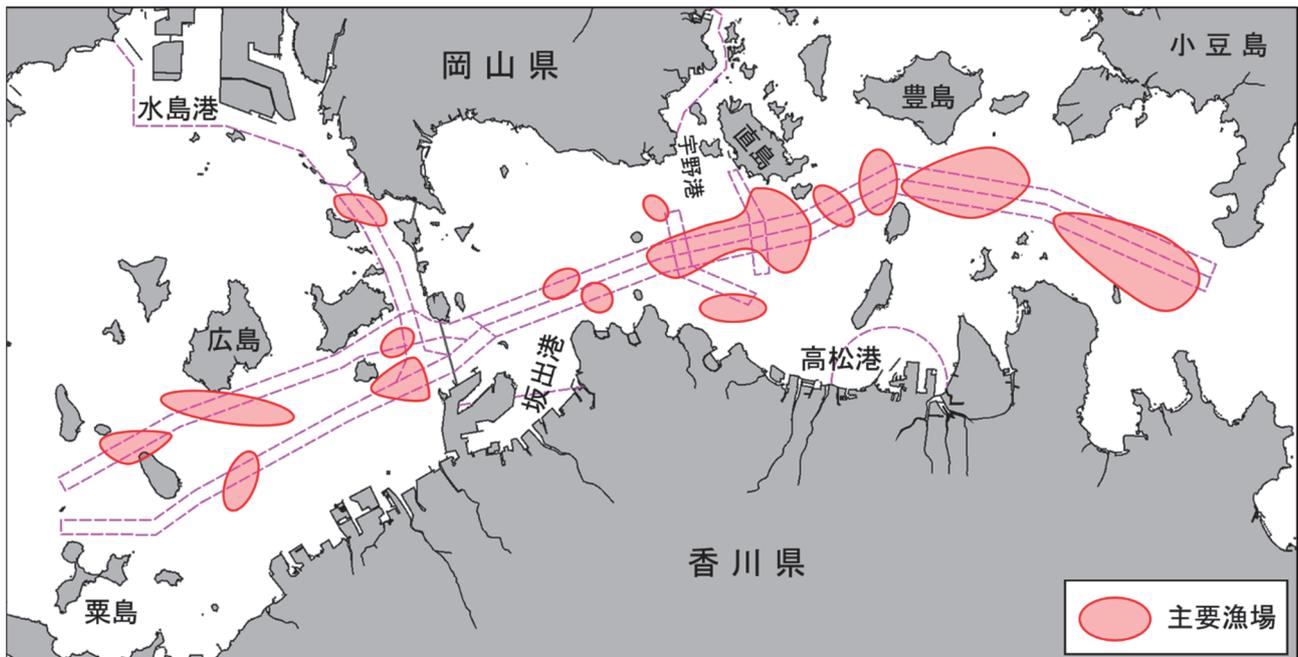
また、盛漁期においては、こませ網漁船が多数集まる海域があり、各漁船と漁具の関係が判別しにくくなる。この場合は、漁船群としてとらえ、漁船群ごとに北端又は南端のいかりだるを確認し、航行可能海域を見極める必要がある。網の付近で待機中の漁船は、夜間赤灯と白灯を垂直に連掲している。

備讃瀬戸海上交通センターでは、こませ網漁船に関する情報提供を電話及びウェブサイトで行っている。

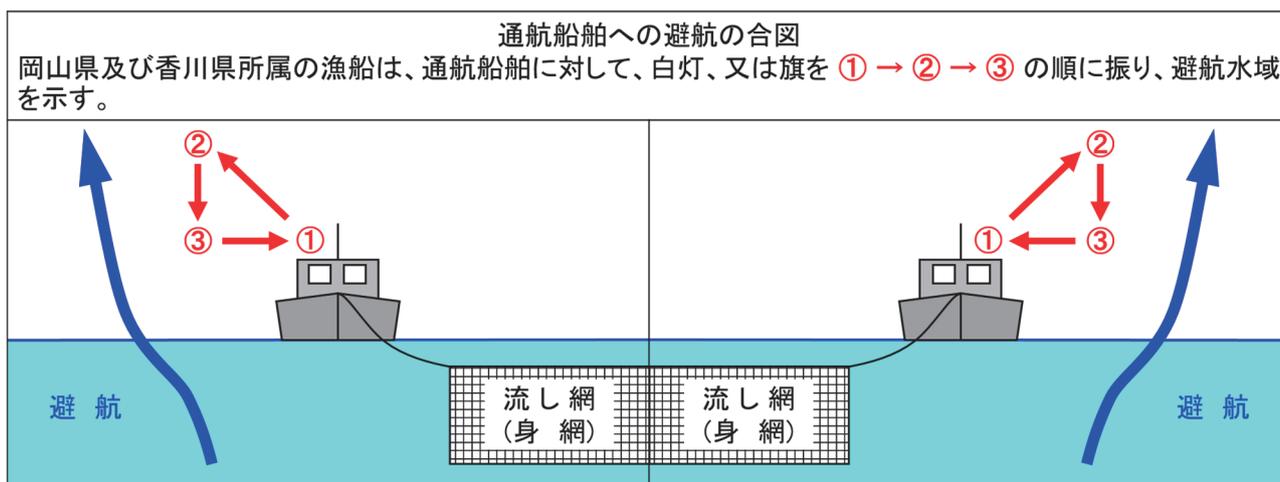
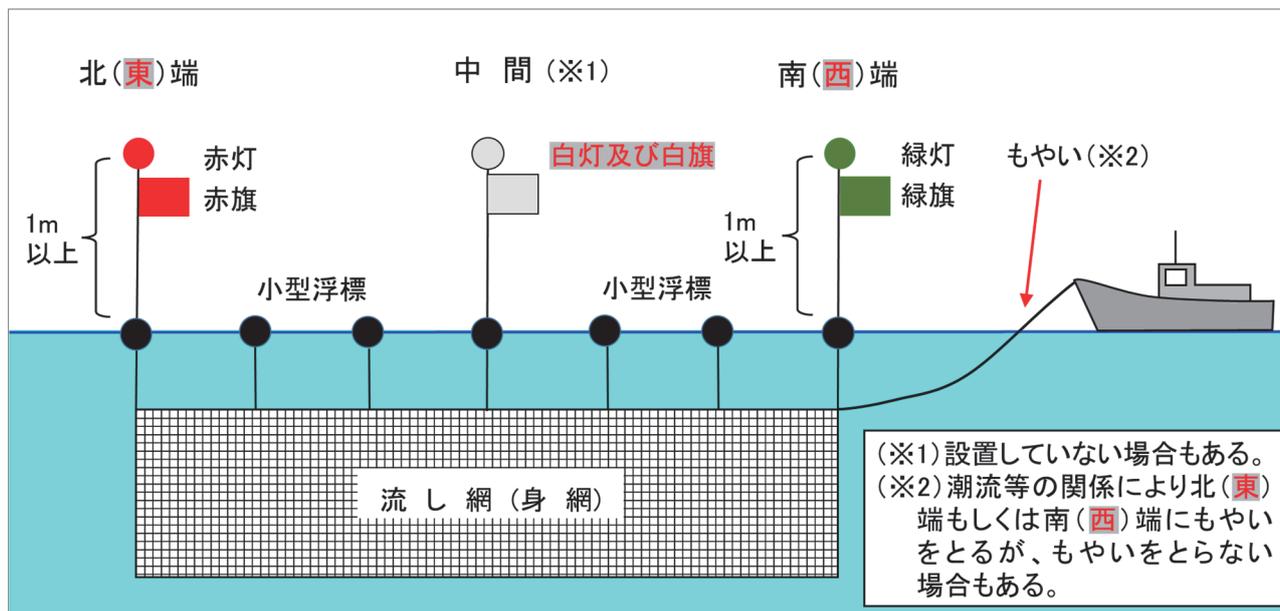
電話番号 運用管制課 0877-49-2220

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/ope/komase/k.html>

第3図 備讃瀬戸周辺海域におけるこませ網漁業主要漁場参考図



第7図 サワラ・マナガツオ流し網漁法参考図



機船船びき網漁業 友ヶ島水道、大阪湾、明石海峡、播磨灘及び伊予灘では、ほぼ周年、いかなご等を捕獲する機船船びき網漁業が行われている(第8図参照)。

友ヶ島水道、大阪湾、明石海峡及び播磨灘における盛漁期は2~4月(操業時間は日出~正午頃)で、特に明石海峡が好漁場となっており、多いときには約120統の漁船が操業している。

また、伊予灘では東部の松山港西方海域が主要漁場となっており、盛漁期は6~8月(操業時間は日出~日没)で、多いときには約30統の漁船が操業している。

漁法は網船2隻に手船1隻が随伴しているのが一般的である。

なお、大阪府所属漁船は右側の網船には緑白緑横縞旗、左側の網船には赤白赤横縞旗をそれぞれ1旗掲げている。また、兵庫県所属の5~10t未満の漁船は船橋を黄色に塗装している。

大阪湾海上交通センターでは、操業期間中、明石海峡及び周辺海域における操業状況を、ラジオ放送、ウェブサイト等で知らせている。また、情報を得たい場合は、大阪湾海上交通センターにVHF無線電話又は電話で問合せることができる。

第10章 法 規

海上交通安全法 船舶交通が輻輳する海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的としている。

瀬戸内海では、港域などの一部海域を除くほとんどが適用海域となっており、明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路及び来島海峡航路の8航路が制定され、また、洲本沖灯浮標及び由良瀬戸付近海域、大阪湾北部海域、明石海峡航路東側出入口付近海域、明石海峡航路西側出入口付近海域、**来島海峡航路西側出入口付近海域**、釣島水道付近海域、音戸瀬戸付近海域及び大島瀬戸における経路が指定されている。

この法律では、航路における一般的航法、航路ごとの航法、巨大船、危険物積載船など特殊な船舶の航路における特別な交通方法、航路以外の海域における航法、危険防止のための交通制限等、灯火等の表示、船舶の安全な航行を援助するための措置、異常気象等時における措置、危険防止措置などについて定めている。

1 航路における一般的航法

航 法	内 容
航路航行義務	長さ50m以上の船舶は、航路の付近にある国土交通省令で定める2つの地点の間を航行しようとするときは、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない（海上交通安全法第4条、同法施行規則第3条）。
速力の制限	備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及び備讃瀬戸南航路の定められた区間並びに水島航路の全区間では、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、対水速力12knを超える速力で航行してはならない（海上交通安全法第5条、同法施行規則第4条）。
進路を知らせるための措置	汽笛を備えている総トン数100t以上の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、行先を表示する信号を行わなければならない。また、船舶（汽笛を備えていない船舶、船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則第3条の16ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶を除く）は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、船舶自動識別装置により、目的地に関する情報を送信しなければならない（海上交通安全法第7条、同法施行規則第6条）。
航路外での待機の指示	明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路及び来島海峡航路において、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのある場合は、海上保安庁長官は、船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間、航路外で待機するよう指示できることとなっている（海上交通安全法第10条の2、同法施行規則第8条）。

2 巨大船、危険物積載船などの定義

(1) 巨大船

長さ200m以上の船舶

(2) 危険物積載船

積載している危険物の種類に応じて定められた総トン数以上の船舶

- ① 火薬類（その数量が、爆薬にあつては80t以上、次表の左欄に掲げる火薬類にあつては、それぞれ同表の右欄に掲げる数量をそれぞれ爆薬1tとして換算した場合に80t以上であるものに限る。）を積載する総トン数300t以上の船舶

に分かれている。

主航路である由良瀬戸は、水深20m以上の水域の幅が約1.5Mと狭く、潮流が3kn台と強いうえに、大阪湾と紀伊水道を往来する通航船舶が多く、好漁場でもあるため、漁船・遊漁船が密集する海域である。

沖ノ島及び地ノ島を総称して友ヶ島という。小型船は、一般に加太瀬戸を利用している。視界不良時に、しばしば、陸岸に接近しすぎて乗揚げる船舶がある。同瀬戸は險礁が多く潮流も強いので大型船は通航しない。

由良瀬戸南方では、和歌山下津港～徳島小松島港間のカーフェリー便の航路と交差するので注意を要する。

友ヶ島灯台(34° 16.9' N 135° 00.0' E)の南方7M付近が水先人(大阪湾水先区)の乗下船地点であるため、巨大船等の大型船とパイロットボートの動静に注意を要する。

水先 大阪湾水先区水先人会に要請する(第1編 総記、第6章 水先、水先人会の項参照)。

潮流 和歌山下津港の高潮(低潮)約2時間15分前に北流(南流)に転じ、高潮(低潮)約50分後に北流(南流)最強となる。最強流速は北流が3.6kn、南流が3.2knである。

転流は明石海峡より約1時間早い。

目標

地物名	概位	備考
生石《オイシノ》鼻	34° 16.0' N 134° 57.1' E	樹木の多い陰しいがけの鼻で、灯台及びその北東方約200mに無線塔がある。
成《ナル》ヶ島	34° 17.3' N 134° 57.2' E	南北に細長い島で、北端以外は砂や小石の低い洲で、南北両端に灯台がある。
沖ノ島	34° 16.9' N 135° 00.7' E	高さ120m、東端の虎島は孤立して見える。西端に灯台がある。
田倉崎	34° 15.8' N 135° 03.7' E	灯台がある。
鉢巻山	34° 15.9' N 135° 04.4' E	高さ134m

航法 洲本沖灯浮標及び由良瀬戸付近海域における経路(海上交通安全法第25条第2項、平成22年海上保安庁告示第92号「海上交通安全法第25条第2項の規定に基づく経路の指定に関する告示」)(第9図参照)

- 34° 21' 20" Nの線(以下この項において「A線」という。)を横切って航行し、友ヶ島灯台(34° 16.9' N 135° 00.0' E)、同灯台から180° 1,490mの地点、生石鼻灯台(34° 16.0' N 134° 57.0' E)を順次に結んだ線(以下この項において「B線」という。)を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、友ヶ島灯台から005° 8,310mの地点(以下この項において「A地点」という。)を左舷に見て航行すること。

(備考) A地点を示す目安として洲本沖灯浮標(34° 21.3' N 135° 00.5' E)及び洲本沖 AIS 信号所(洲本沖灯浮標に併置)(AIS 搭載船舶に限る)が設置されている。

- 友ヶ島灯台、同灯台から000° 1,890mの地点、淡路由良港成山防波堤灯台(34° 17.9' N 134° 56.7' E)を順次に結んだ線(以下この項において「C線」という。)を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、次の(1)及び(2)に定めるところによること。

- 友ヶ島灯台から315° 2,660mの地点から180° 3,380mの地点まで引いた線(以下この項において「D線」という。)の西側の海域を航行すること。
- D線から270°の方向に150m以上離れた海域を航行すること。

架空線 神島大橋南側に2架空線（高さ約25m及び27m）及び高島～小高島（34° 25.4′ N 133° 30.8′ E）～コゴチ島（34° 25.2′ N 133° 31.0′ E）間に架空線（高さ25m）がある。また、白石島（34° 24.1′ N 133° 31.0′ E）～北木島間に架空線（高さ37m）がある。

高松港～土庄港～岡山水道（海図W137^A、W1114）

概要 高松港から備讃瀬戸東航路を横切り、小豆島（34° 30′ N 134° 15′ E）西側の水道を經由して岡山水道に至る航路である。この航路は、おおむね水深10m以上であるが、大島（34° 24.4′ N 134° 06.4′ E）西方及び土庄港北西方には水深10m未満の箇所がある。高松港～土庄港間にカーフェリー便及び高速船便、土庄港～岡山港間にカーフェリー便の航路がある。また、女木港及び男木港と高松港との間にカーフェリー便がある。

潮流 高松中航路灯浮標（34° 23.3′ N 134° 04.4′ E）付近の最強流速は北東流が2.1kn、南西流が2.3kn、小豊《オデ》島（34° 28.6′ N 134° 07.1′ E）と豊《テ》島（34° 29′ N 134° 04′ E）間の最強流速は北東流が2.8kn、南西流が3.6kn、小豆島と豊島北部間の最強流速は、おおむね1～1.5kn程度である。

架空線 男木島（34° 25.6′ N 134° 03.6′ E）～女木島間に架空線（高さ29m）及び小豊島～豊島間に2架空線（高さ39m及び43m）がある。

乃生《ノウ》岬～三埼 {四国沿岸}（海図W137^B）

概要 乃生岬（34° 23.0′ N 133° 53.7′ E）～三埼（34° 15.8′ N 133° 33.5′ E）までの約20M間の沿岸には、東から順に坂出港、丸亀港、多度津港、詫間港などの港が続く。沿岸はほとんど水深10m以下の遠浅である。丸亀港、多度津港及び詫間港と北方の塩飽諸島の間にカーフェリー便及び旅客船便がある。小瀬居島（34° 22.4′ N 133° 51.2′ E）の南西方約1M（距岸250m）に大型LNG船が使用するシーバースがある。西部の栗島（34° 16.3′ N 133° 38.3′ E）には好錨地が得られる（第3編 沿岸・港湾記、第3章 播磨灘・備讃瀬戸周辺、第2節 備讃瀬戸西部、栗島の項参照）。

第3節 備後灘・燧灘周辺

備後灘・燧灘（海図W153）

概要 備後灘、燧灘は瀬戸内海のほぼ中央部にある海域で、備讃瀬戸西口から来島海峡東口に至る推薦航路がある。

この海域の沿岸は、水深と底質が錨泊に適する場所が随所にみられるが、付近に養殖施設等が設置されているところも多く注意を要する。

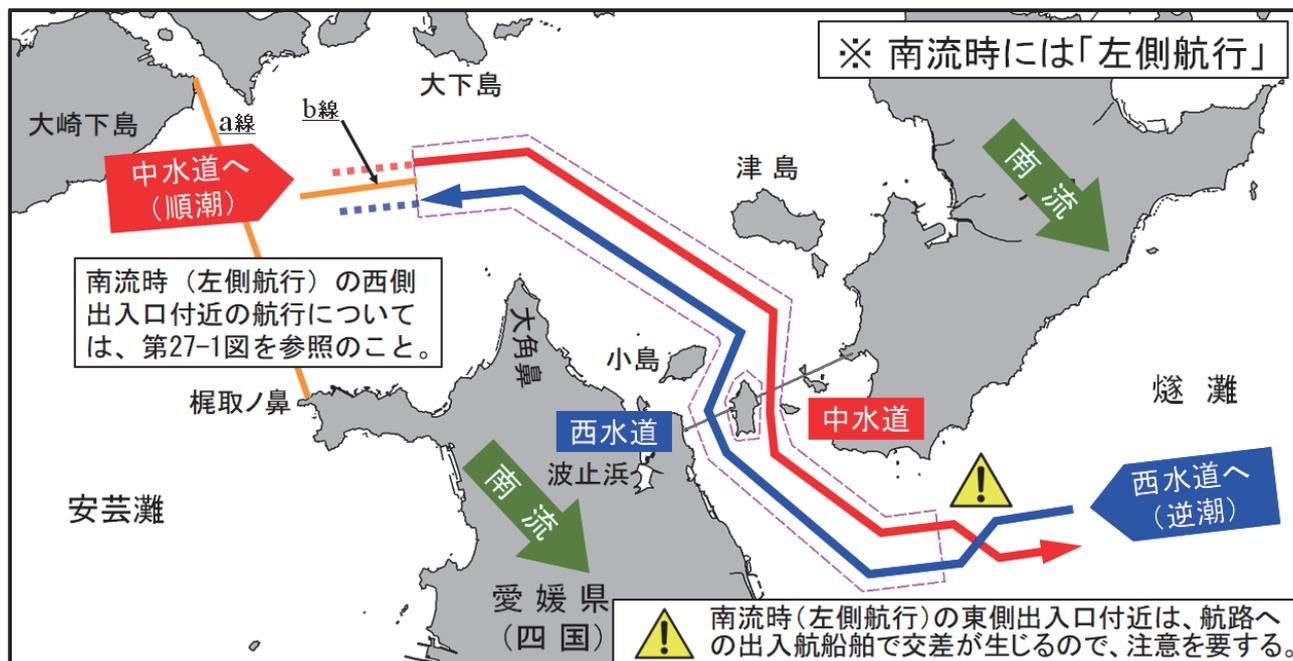
ここでは、推薦航路、備後灘北側及び燧灘南側のその他の航路の順に記載する。

潮流 諸島間を除く広い海域では、流速は微弱であって、流向とともに日によって著しく異なることがある。

備讃瀬戸西口～来島海峡東口（海図W104、W130、W137^B、W153）

概要 備讃瀬戸西口から来島海峡東口に至る推薦航路が、備後灘航路第1号灯浮標（34° 08.0′ N 133° 06.9′ E）～同第7号灯浮標（34° 17.1′ N 133° 32.7′ E）で示されている。推薦航路付近の水深は20m前後で、最小水深は六《ム》島の南西方約1.7Mにある八升撒《ハッシヨウマキ》（34° 16.8′ N 133°

【図の差し替え】



(2) 来島海峡海上交通センターは、来島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があった場合において、上記(1)の航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、同航路をこれに沿って航行し、又は航行しようとする船舶に対し、上記(1)の航法と異なる航法を指示することがある。

(3) 来島海峡航路において転流する時刻の1時間前から転流する時刻までの間に同航路を航行しようとする船舶が、位置通報ライン(第29図参照)を横切った後直ちに、次の事項を来島海峡海上交通センターに通報しなければならない。

通報事項

- ① 船舶の名称
- ② 海上保安庁との連絡手段
- ③ 航行する速力
- ④ 航路外から航路に入ろうとする時刻

通報方法

- ① VHF無線電話 識別信号くるしまマーチス ch16、ch13
- ② 電話 0898-31-9000

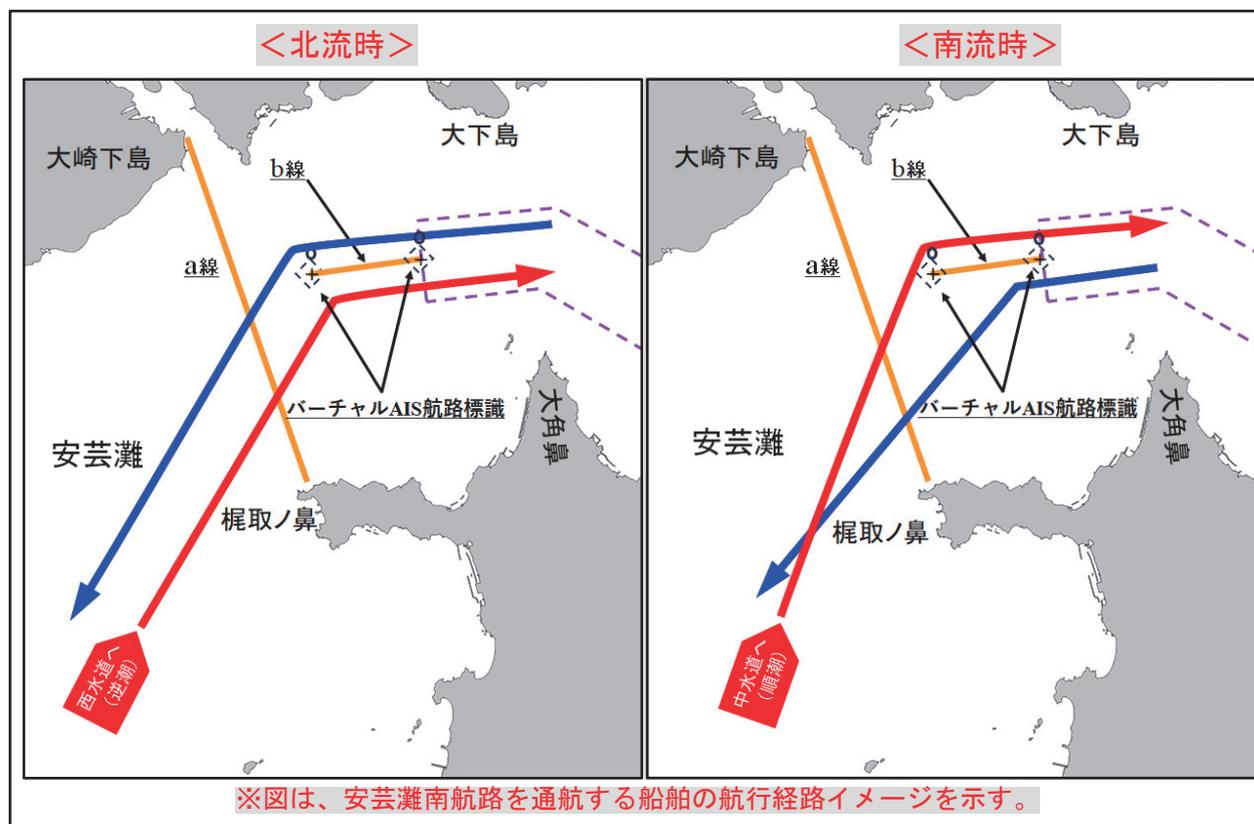
7 来島海峡航路西側出入口付近海域における経路(海上交通安全法第25条第2項)(第27-1図参照)

(1) 来島海峡航路を西航し、同航路の西側出入口の境界線を横切って同航路外に出た後、御手洗港防波堤灯台(34° 10.6' N 132° 52.2' E)から来島梶取鼻灯台(34° 07.1' N 132° 53.6' E)までを引いた線(以下この線を「a線」という。)を横切って航行しようとする船舶は、①②のとおり。

① 来島海峡航路の西側出入口の境界線(来島梶取鼻灯台から27° 5,210mの地点から258° 1,850mの地点まで引いた線(以下この線を「b線」という。)の北側部分に限る。)を横切って航行の地点まで引いた線(以下この線を「b線」という。)の北側部分に限る。)を横切って航行しようとした場合は、b線の北側の海域を航行すること。

② 来島海峡航路の西側出入口の境界線(b線の南側部分に限る。)を横切って航行しようとした場合

第 27-1 図 来島海峡西側出入口付近航法図



は、b線の南側の海域を航行すること。

(2) a線を横切った後、来島海峡航路西側出入口の境界線を横切って同航路を東航しようとする場合の経路は、次の①②のとおり。

① 来島海峡航路の西側出入口の境界線（b線の北側部分に限る。）を横切って航行しようとする場合は、b線の北側の海域を航行すること。

② 来島海峡航路の西側出入口の境界線（b線の南側部分に限る。）を横切って航行しようとする場合は、b線の南側の海域を航行すること。

8 汽笛を備えている船舶は、次の信号を行わなければならない（海上交通安全法第21条、同法施行規則第9条）。

(1) 中水道又は西水道を来島海峡航路に沿って航行する場合において、各潮流信号所の信号により転流することが予告され、中水道又は西水道の通過中に転流すると予想される時は、中水道においては、津島小島鼻〔一ノ瀬鼻〕(34° 09.1' N 132° 59.4' E)又は竜神島(34° 06.3' N 133° 01.6' E)並航時から同水道を通過し終わるまで汽笛を用いて長音1回を、西水道においては、津島小島鼻〔一ノ瀬鼻〕又は竜神島並航時から同水道を通過し終わるまで汽笛を用いて長音2回を鳴らす。

(2) 西水道を来島海峡航路に沿って航行して小島と波止浜との間の水道（来島ノ瀬戸、西ノ瀬戸）へ出ようとする時、又は同水道から同航路に入って西水道を同航路に沿って航行しようとする時は、来島

又は竜神島並航時から西水道を通過し終わるまで汽笛を用いて長音3回を鳴らす。

なお、来島海峡航路及び周辺においては、前記信号が定められているため、海上衝突予防法第34条第6項の湾曲部信号及び応答信号を行う必要がないこととしている。

9 巨大船等の航行に関する通報（海上交通安全法第22条、同法施行規則第10条～第14条）

(1) 通報義務船舶

① 次に掲げる船舶は、航路入航予定日の前日正午までに、下記(2)に掲げる事項を来島海峡海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ 巨大船

ロ 巨大船以外の船舶であって、長さ160m以上の船舶

ハ 総トン数25,000t以上の液化ガス積載船

ニ 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が100m以上である船舶（以下この項において「物件えい航船等」という。）

② 危険物積載船（上記①に掲げる船舶を除く。）の船長は、航路入航予定時刻の3時間前までに、下記(2)に掲げる①～⑤及び⑦の事項を来島海峡海上交通センターに通報しなければならない。

また、通報した事項に変更があったときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

イ 火薬類を一定数量以上積載する総トン数300t以上の船舶

ロ ばら積みの引火性高压ガスを積載する総トン数1,000t以上の船舶

ハ ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数1,000t以上の船舶

ニ 200t以上の有機過酸化物を積載する総トン数300t以上の船舶

(2) 通報事項

① 船名、総トン数、長さ

② 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻

③ 船舶局のある船舶にあつては、その呼出符号又は呼出名称

④ 船舶局のない船舶にあつては、海上保安庁との連絡手段

⑤ 仕向港の定まっている船舶にあつては、仕向港

⑥ 巨大船にあつては、その喫水

⑦ 危険物積載船にあつては、積載している危険物の種類及び種類ごとの数量

⑧ 物件えい航船等にあつては、引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要

(3) 通報手段

① 書面による場合

通報様式（第1編 総記、第10章 法規、海上交通安全法の項参照）に記入し、海上保安庁の事務所
所に持参、又は来島海峡海上交通センターに直接郵送

住所 〒794-0003 愛媛県今治市湊町2-5-100

② 電話による場合

0898-31-9000

10 海上保安庁長官が提供する情報の聴取（海上交通安全法第30条、同法施行規則第23条の2、第23条の3）（第28図参照）

来島海峡海上交通センターは、特定船舶（第28図に示す情報聴取義務海域を航行する長さ50m以上の船舶をいう。）に対し、VHF無線電話（ch16、ch13）により、次の情報を提供する。特定船舶は、情報聴取義務海域を航行している間、来島海峡海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

- (1) 特定船舶が航路及びその周辺海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- (2) 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- (3) 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- (4) 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- (5) 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- (6) 上記(1)～(5)のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

11 航法の遵守及び危険防止のための勧告（海上交通安全法第31条、同法施行規則第23条の4）

来島海峡海上交通センターは、特定船舶に対し、航法の遵守又は危険の防止のため必要があると認めるときには、VHF無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3章 安芸灘～関門海峡

第1節 安芸灘周辺

安芸灘 (海図W141、W1108)

概要 東は愛媛県の陸岸、北は大崎下島〔御手洗島〕(34° 10′ N 132° 50′ E)、上蒲刈島 (34° 11′ N 132° 44′ E) など、西は倉橋島 (34° 08′ N 132° 31′ E)、南は怒和《ヌワ》島 (33° 59.0′ N 132° 33.0′ E)、中島 (33° 59′ N 132° 37′ E) などに囲まれた海域を指し、西は広島湾、南は伊予灘と接する。ここでは東部の来島海峡西口から南西部の諸水道に至る航路を記載する。

潮流 各狭水道の流れは、非常に強烈で、ところどころに急潮や渦流が発生する。また、島陰などでは反流区域となり、流速は弱く流向は一定しない。

来島海峡～釣島水道・クダコ水道 (海図W104、W141)

概要 来島海峡から釣島水道に至る約 15Mの間には、安芸灘南航路第 3 号灯浮標 (34° 03.4′ N 132° 48.2′ E) ～同第 1 号灯浮標 (33° 57.5′ N 132° 42.9′ E) で示される推薦航路があり、大型船が常用している。~~最小水深は同第 4 号灯浮標西方付近の 18.2m である。~~

来島海峡からクダコ水道に至る約 20Mの間には、安芸灘北航路灯浮標 (34° 05.0′ N 132° 41.3′ E) を中間点として推薦航路が設定されており深水である。小型船の多くは来島海峡西口から斎《イツキ》島 (34° 07.1′ N 132° 47.6′ E) 南方を通り、安居《アイ》島 (34° 04.2′ N 132° 42.4′ E) と小安居島 (34° 03.0′ N 132° 43.6′ E) との間を西航してクダコ水道に至る航路をとっている。安芸灘北航路から分岐し、北方の音戸ノ瀬戸、呉港方面に至る航路及び西方の広島湾へ至る航路がある。

広島港～呉港 (音戸ノ瀬戸経由) ～松山港間及び北条港～安居島間に旅客船の航路があり、上記 2 つの推薦航路と交差する。また、来島海峡航路の航行義務がない小型船が来島海峡を西航する場合、来島海峡西口付近で大角鼻 (34° 08.5′ N 132° 56.5′ E) から梶取ノ鼻 (34° 07.1′ N 132° 53.5′ E) までの間、陸岸に接航することが多く、これらの船舶は梶取ノ鼻西側海域で推薦航路 (安芸灘南航路) と合流、交差する。

梶取ノ鼻東方の波方ターミナル (34° 07.2′ N 132° 54.4′ E) 前面に大型タンカー用のシーバース (ドルフィン栈橋 7 基) がある。また、菊間港北東方の製油所前面に大型タンカー用のシーバース (ドルフィン栈橋及び係船浮標) がある。

潮流 斎島 (34° 07.1′ N 132° 47.6′ E) から来島海峡西口間の中央部では北東流 (南西流) は付近の低潮 (高潮) 約 2 時間後から高潮 (低潮) 約 2 時間後まで流れ、最強流速は北東流、南西流ともに 2.6kn である。転流は来島海峡より約 25 分遅れる。

目標

地物名	概位	備考
梶取ノ鼻	34° 07.1′ N 132° 53.5′ E	灯台がある。小部湾湾口の北端を成す。
波妻《ハツマ》ノ鼻	33° 59.9′ N 132° 46.0′ E	灯台がある。
斎《イツキ》島	34° 07.1′ N 132° 47.6′ E	島頂 (高さ 99m) は東端にある。
鴨瀬	34° 08.7′ N 132° 45.4′ E	高さ 16m、灯台がある。
安居《アイ》島	34° 04.2′ N 132° 42.4′ E	高さ 55m、東端に灯台がある。

小安居島	34° 03.0′ N 132° 43.6′ E	高さ 63m
大館場島	34° 01.7′ N 132° 35.5′ E	高さ 105m、樹木がよく茂り、遠方からは黒く見える。

針路法

- 1 安芸灘南航路は、安芸灘南航路第1号灯浮標～同第3号灯浮標で示され、これに沿って航行する。
- 2 安芸灘北航路は、西航のときは258°で斎島と大崎下島〔御手洗島〕(34° 10′ N 132° 50′ E)との間を進み、鴨瀬灯台(34° 08.7′ N 132° 45.4′ E)の南東方から234°とした後、安芸灘北航路灯浮標から224°でクダコ水道に向かう。

東航のときは044°でほぼ鴨瀬灯台を向首して進み、安居島に並航したならば054°で大崎下島のほぼ中央に向首して進み、斎島並航後は078°で大島北部の高さ327mの山(34° 10.8′ N 133° 02.4′ E、円頂)に向首して来島海峡に向かう。

錨地 来島海峡西口南方にある小部湾(34° 06′ N 132° 55′ E)は、中央部の水深は10～20m、底質は泥で好錨地である。来島海峡の潮待ちなどをする船舶が錨地に利用している。

漁業 四国沿岸では漁船の密集操業は少ないが、一本釣漁船などは航路を横断するものが多く、灯火も見えにくいことがある。また、サワラ流し網(漁期はほぼ周年で、最盛期は広島県4～7月、愛媛県8～12月)などの漁船が多い(第1編 総記、第7章 航行に関する諸注意、漁業の項参照)。

柳ノ瀬戸及び付近 (海図W103、W141)

概要 本州と大崎上島(34° 14′ N 132° 53′ E)との間の瀬戸で、最狭部の水深10m以上の水域の幅は約0.5M、深水である。東口は阿波島(34° 19.1′ N 132° 56.6′ E)を挟んで北側の**高崎瀬戸**及び南側の**唐島瀬戸**に分かれる。大崎上島の北西側には多数の小島、浅堆及び浅礁が散在し、北部の鮎崎《メバルザキ》港、西部の大西港に通ずる水路があるが、この海域に詳しくない船舶は通航しないほうがよい。

潮流 柳ノ瀬戸では北東、南西に流れ、最強流速は北東流が2.6kn、南西流が2.2knである。転流は来島海峡より約25分遅れる。

目標

地物名	概位	備考
阿波島	34° 19.1′ N 132° 56.6′ E	南北に細長い島、南(高さ99m)・北(高さ76m)の2頂
唐島	34° 17.9′ N 132° 56.8′ E	高さ24m
契《チギリ》島	34° 17.8′ N 132° 54.1′ E	高さ34m、島全体が製錬所であり、中央部に煙突がある。
津久賀島	34° 15.3′ N 132° 50.3′ E	高さ47m、北側の岩礁に灯標がある。
来島	34° 13.7′ N 132° 48.1′ E	高さ68m、東西からは2頂に見える。

架橋 大芝島～北西方対岸間に大芝大橋(34° 16.6′ N 132° 47.4′ E、高さ約18m、斜張橋)がある。

架空線 竹原港～臼島(34° 17.0′ N 132° 53.1′ E)間に架空線(高さ40m)及び臼島～長島(34° 15.8′ N 132° 52.3′ E)間に架空線(高さ24m)がある。

(3) 通報手段

① VHF 無線電話による場合

識別信号	呼出応答	通信
もじほあん	ch16	ch12

なお、関門海峡海上交通センターと交信する場合は、「もじほあん」を呼出し、同センターへの接続を依頼し、直接交信すること。

通報内容は、事前通報の様式の各項目の番号を冠して通報すること。

② 書面による場合

通報様式に記入し、関門海峡海上交通センターに持参、又は郵送

住所 〒800-0064 福岡県北九州市門司区松原 2-10-11 関門海峡海上交通センター運用管制課

③ 電話又は電子メールによる場合

電話 093-372-0090 又は 093-372-0099

電子メール メールアドレスは上記電話番号まで問い合わせること。

④ 電子申請による場合

NACCS センターに申し込み、ID 及びパスワードの取得を要する。

連絡先 <https://bbs.naccscenter.com/dfw/nss/>

(4) 通報内容の変更

通報様式のうち、①～⑤は法定通報事項であり、変更があったときは、直ちに変更事項を通報する。

なお、「③ 早瀬瀬戸水路入口到達予定時刻」については 15 分以上の変更がある場合とする。

8 早瀬瀬戸水路の港内信号

早瀬信号所 (33° 57.8' N 130° 57.3' E) では、電光表示盤により次表に示す注意喚起を行っている。

信号の方法	信号の意味
H の文字の点滅	総トン数 10,000t (油送船にあつては、3,000t) 以上の東航船があるから、西航船は、運航に注意しなければならないこと
T の文字の点滅	総トン数 10,000t (油送船にあつては、3,000t) 以上の西航船があるから、東航船は、運航に注意しなければならないこと
H と T の文字の交互点滅	総トン数 10,000t (油送船にあつては、3,000t) 以上の東航船及び西航船があるから、西航船及び東航船は、運航に注意しなければならないこと

9 関門海峡海上交通センターでは、「関門海峡海上交通センター利用の手引き」をウェブサイトで提供している。

URL https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/info/tab/user_guide/ja.pdf

通航上の注意

1 部埼沖

下関南東水道第 1 号灯浮標 (33° 56.8' N 131° 03.0' E) と部埼灯台 (33° 57.6' N 131° 01.4' E) の間の検疫錨地及び同灯浮標の南方海域の錨泊船は、日出を待って運航を開始し、海峡に向かう。

また、同灯浮標付近は関門水先区水先人会の乗下船場所となっているので、大型船の動向には注意を要する。

港種 港則法適用港・出入国港・避難港

概要 日ノ御崎の北北東方約5Mにあり、北東方に約2M湾入している。港口の蟻島、その南西方の一ノハイ(33° 56.1' N 135° 03.7' E)及びそこから北方に延びる防波堤などが西方からの風波を防いでいる。港内は水深5～25m、底質泥で錨かきが良く、南西風るとき以外は田辺港～和歌山下津港間を航行する3,000t級以下の船舶の避難港となる。

台風時と11～12月に避難船舶が多い。

目標

地物名	概位	備考
蟻島	33° 57.0' N 135° 04.5' E	高さ70m、西側は険しいがけ
重《カサネ》山	33° 57.7' N 135° 05.6' E	高さ263mの円い山、無線塔がある。視界の悪いときでも良い目標になる。

針路法 港に近づいたら、紀伊由良港三井浮標(33° 56.7' N 135° 04.5' E)を左横に見て適宜変針し、港内へ向かう。

なお、蟻島を通過後、進路の左右に津波防波堤(駒井ハルテック前面の防波堤は建造中)があり、鳶島南方付近に釣り公園、港内中央南側のムロノキ鼻付近に養殖筏がある。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(m)	係船能力(D/W×隻)	備考
係船岸壁	33° 57.6' N 135° 06.8' E	145	3～5	700×2	
桜島岸壁	33° 57.4' N 135° 06.4' E	245	3.5～7	2,000×1	セメント会社専用、緊急時のみ一般船舶の利用可能

錨地 大型船の錨地は、港口北側で鳶島(33° 57.4' N 135° 05.8' E、高さ7m)と蟻島北端との一線上の水深約15～16mの所及び港奥で永井ノ鼻(33° 57.8' N 135° 06.1' E)を336°に見る水深約11m、底質泥の所が良い。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、和歌山紀北地区台風・津波対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：和歌山海上保安部)

修理

名称	電話番号
ME-S 由良ドック(株)	0738-65-1112

第2章 大阪湾

第1節 加太瀬戸東方～明石海峡西口

深日《フケ》港 (34° 19.5' N 135° 08.2' E) (海図W1398) (JP FUE)



(2021年5月撮影)

港種 港則法適用港

概要 加太瀬戸〔友ヶ島水道〕の東北東方約4M、大阪湾の南部にある港で、西から順に谷川泊地、多奈川泊地、深日泊地及び深日船だまり〔深日漁港〕がある。

多奈川泊地は、旧発電所の前面海域で、水深8m前後、底質は泥及び細砂である。

深日泊地は、東、西両防波堤（各先端に灯台がある）及び沖合の防波堤によって囲まれ、泊地内は中央のふ頭によって二分される。東側は浅く、それ以外は水深3m前後で西防波堤の泊地側には、いけすがある。

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 建設・施設保全課 深日グループ	072-492-2025

泉 州 港 (34° 25.6' N 135° 15.3' E) (海図W199、W1103) (JP SSU)



(2021年6月撮影)

<p>航行に関する注意 (港則法施行規則 第33条)</p>	<p>1 総トン数300トン以上の船舶は、大船橋以西の本津川運河を航行して入航し、または出航しようとするときは、法第38条第2項各号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては本津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>1 総トン数5,000トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面(以下この項及び別表第4において「南港水路」という。)を航行して入航し、または出航しようとするときは、法第38条第2項各号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大阪南港北防波堤灯台(北緯34度37分43秒東経135度23分48秒)から113度570メートルの地点 二 大阪南港北防波堤灯台から213度70メートルの地点 三 大阪南港北防波堤灯台から298度30分520メートルの地点 四 大阪南港北防波堤灯台から141度660メートルの地点 五 大阪南港北防波堤灯台から204度380メートルの地点 六 大阪南港北防波堤灯台から269度30分620メートルの地点 <p>2 総トン数3,000トン以上の船舶は、堺信号所から301度2,540メートルの地点から029度に引いた線以東の堺航路(以下この項及び別表第4において「堺水路」という。)を航行して堺泉北第2区若しくは堺泉北第3区に入航し、または堺泉北第2区若しくは堺泉北第3区を出航しようとするときは、法第38条第2項各号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>3 総トン数10,000トン以上の船舶は、浜寺信号所から262度40分2,755メートルの地点から181度に引いた線以東の浜寺航路(以下この項及び別表第4において「浜寺水路」という。)を航行して入航し、または出航しようとするときは、法第38条第2項各号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>4 総トン数40,000トン(油送船にあつては、1,000トン)以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航し、または出航しようとするときは、法第38条第2項各号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日または運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>6 前各項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。</p>
--	---

管制情報の確認及び事前通報は、大阪湾海上交通センターへ行う。

通報先：1. 加入電話

TEL 078-302-7613

2. 無線電話

呼出名称 おおさかマーチス

呼出・応答チャンネル番号 VHF ch16

通信チャンネル番号 VHF ch14、ch66

私設信号 高潮来襲時に各河川の防潮水門が閉鎖されていることを表す信号を、安治川、尻無川及び木津川の河口付近にある信号柱に掲げる。

事前通報 南港水路においては総トン数 5,000 t 以上の船舶は、当該水路、運河への入航時刻及び出航の際は運航開始の予定時刻を前日の正午までに港長（通報先は大阪湾海上交通センター）に通報しなければならない。

予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があった場合に、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。（港則法施行規則第 33 条第 1 項及び第 5 項参照）

通信 船舶と港長及び港湾管理者との間で VHF 無線電話による港務通信ができる（第一編総記、第 8 章海難防止、港務通信の項参照）。

1 港長との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
こうべほあん	ch16	ch12	常 時	大阪海上保安監部	「こうべほあん」を呼び出し、大阪海上保安監部への接続を依頼する。

2 港湾管理者との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	備 考
おおさかポトラジオ	ch16	ch11、ch12、ch18、ch19、ch20	常 時	TEL 06-6615-7073 通信は ch19 と ch20 優先

~~航泊禁止 新島建設工事の実施に伴い、第 6 区、新島地区 大阪沖埋立処分場の北側に航泊禁止区域が設定され、船舶の航行及び停泊が禁止されている。~~

~~ただし、新島建設工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶は除かれる。~~

航行等の制限 新島建設工事の実施に伴い、大阪航路南西海域において、同航路出入航船舶と南港出入航船舶との合流部付近を整流し、船舶交通の安全を図るための航行制限区域 (34° 38.8' N 135° 22.5' E) が設けられ、船舶の航行が制限されている。（水路通報等を参照のこと）

なお、制限事項は、次のとおりである。

- 1 航行制限区域に出入りしようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数 500 t を超える船舶の進路を避けなければならない。
- 2 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならぬ

い。

- (1) 海難を避けようとするとき。
- (2) 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- (3) 港長の許可を受けたとき。

3 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

錨地 浜寺航路入口の北西方の堺泉北区第7区に検疫錨地がある。各種船舶、危険物積載船の錨地は第5区及び第6区の区域内に係留施設に係留する場合のほかは、別途指定されている。

運航調整 大阪港湾局では、第6区、大阪航路入口付近海域における総トン数 500 t を超える船舶の行き会いを防止するため、運航調整を行っている。行き会い状態が発生するおそれがある場合、対象船は運航時刻等の調整を行う必要がある。

港湾施設

第1区

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
常吉岸壁	34° 40.4' N 135° 25.0' E	360	4.5~5	1,000t×4		
北港岸壁	34° 39.9' N 135° 25.2' E	284	7~7.5	3,000t×1		
			8.5	5,000t×1		
北港白津岸壁	34° 40.0' N 135° 24.6' E	720	12	20,000t×3		
		390	9~9.5	3,000t×3		
夢洲	C10岸壁	350	15	60,000×1	コンテナクレーン	
	C11岸壁	34° 38.9' N 135° 23.9' E	350	15	60,000×1	コンテナクレーン
	C12岸壁	650	14~16	100,000×1	コンテナクレーン	

第2区

梅町岸壁	34° 39.3' N 135° 25.4' E	395	10~10.5	10,000t×2		
梅町東岸壁	34° 39.4' N 135° 25.2' E	769	4.5~7			
梅町西岸壁	34° 39.4' N 135° 25.0' E	792	10	10,000t×1		
			6.5~10.5	20,000t×1		
			12	30,000t×1		
桜島岸壁	34° 39.5' N 135° 25.6' E	535	8.5~10	7,000t×1		
				10,000t×2		
中央突堤北岸壁	34° 39.1' N 135° 25.6' E	210	10~10.5	13,000t×1	39, 41	
天保山岸壁	34° 39.4' N 135° 25.8' E	370	11	168,000t×1		
大阪港サイロ岸壁	34° 39.9' N 135° 26.7' E	210	11	13,000t×1	ドルフィン	
安治川	第1号岸壁	34° 39.6' N 135° 26.5' E	320	9.5~10	10,000t×2	
	第2号岸壁	34° 40.1' N 135° 27.0' E	360	8~9	10,000t×2	岸壁前面に異物存在

安治川	第3号岸壁	34° 40.0' N 135° 26.8' E	178	8~10	10,000t×1	岸壁前面に異物存在
安治川 突堤	北岸壁	34° 40.3' N 135° 27.1' E	482	3~5.5	1,700t×5	
	西岸壁		120	4~5	1,000t×2	
	南岸壁		312	5~6	1,000t×2 2,000t×1	

第3区

国際フェリーふ頭岸壁	34° 38.6' N 135° 25.3' E	450	10	8,000×1 30,000×1	
大阪港コンテナふ頭第1号岸壁	34° 37.8' N 135° 26.5' E	350	13.5	40,000×1	
大阪港コンテナふ頭第2号岸壁	34° 38.0' N 135° 26.4' E	350	13.5	40,000×1	
大阪港コンテナふ頭第3号岸壁	34° 38.2' N 135° 26.4' E	350	13.5	40,000×1	
大阪港コンテナふ頭第4号岸壁	34° 38.3' N 135° 26.4' E	350	13.5	40,000×1	
大阪港コンテナふ頭第8号岸壁	34° 38.6' N 135° 25.8' E	350	14	45,000×1	
南港C9号岸壁	34° 38.6' N 135° 25.6' E	350	13	45,000×1	
ドルフィンふ頭第13号	34° 37.8' N 135° 26.9' E	280	12	10,000×1	
G岸壁第1~8号	34° 37.5' N 135° 26.3' E	720	5~5.5	1,000t×8	架空線あり
I岸壁第1~8号		720	5	1,000t×8	架空線あり
第1号岸壁	34° 39.0' N 135° 26.1' E	328	7.5~9.5	10,000t×2	
第2号岸壁	34° 38.9' N 135° 26.4' E	341	10	10,000t×2	
第3号岸壁		315	9~9.5	3,000t×1 10,000t×1	
第5号岸壁		394	8.5	6,000t×3	
第6号岸壁		359	10	10,000t×2	
第7号岸壁	34° 38.7' N 135° 26.7' E	361	9.5~10	10,000t×2	
第8号岸壁	34° 38.8' N 135° 27.0' E	336	7~8	3,000t×3	
第10号岸壁	34° 39.0' N 135° 27.7' E	617	4~5	1,000t×2	
			6.5~7	3,000t×2	
			8~8.5	7,000t×1	クレーン
第11号岸壁	34° 38.9' N 135° 27.7' E	270	5.5	1,000t×3	クレーン
ドルフィン第12号	34° 38.8' N 135° 27.2' E	-	7	2,000t×1	
鶴浜岸壁	34° 38.3' N 135° 26.8' E	280	8.5~9	30,000t×1	
大正第1突堤北岸壁	34° 38.8' N 135° 27.8' E	471	5~5.5	1,000t×5	クレーン

第4区

R岸壁第1~3号	34° 38.0' N 135° 24.4' E	515	10 12	10,000t×1 20,000t×1		
R岸壁第4・5号〔さんふらわあターミナル〕	34° 38.2' N 135° 24.6' E	464	10	10,000×1 20,000×1		
大阪港 ライナー ふ頭	第1号岸壁	34° 38.0' N 135° 24.8' E	200	8.5~9	15,000×1	1号岸壁の前面は水深8.5~9mとなっている。
	第2号岸壁	34° 38.0' N 135° 24.7' E	200	10	15,000×1	
	第3号岸壁	34° 37.9' N 135° 24.6' E	200	10	15,000×1	
	第4号岸壁	34° 37.8' N 135° 24.5' E	250	10	15,000×1	
	第5号岸壁	34° 37.7' N 135° 24.5' E	230	10	15,000×1	岸壁北端が浅くなっている(水深8.8m)
	第6号岸壁	34° 37.6' N 135° 24.6' E	250	10	15,000×1	
	第7号岸壁	34° 37.5' N 135° 24.7' E	230	10	15,000×1	
オズ岸壁	34° 38.2' N 135° 24.8' E	500	2.5~4.5	500t×8		
多目的ふ頭 〔南港C6・C7岸壁〕	34° 37.6' N 135° 24.9' E	300	12	35,000t×1		
南港C7岸壁	34° 37.6' N 135° 25.1' E	300	12	35,000t×1		
K岸壁第1・2号	34° 37.2' N 135° 24.6' E	370	10	10,000t×2		
フェリーかもめふ頭 第7・8号F岸壁	34° 37.2' N 135° 24.9' E	445	8.5	8,000t×1	照明灯あり	
			7.5~8.5	5,000t×1		

A岸壁第1～6号バース番号A1～8		34° 37.0' N 135° 25.5' E	1040	7～7.5	3,000t×8	
A岸壁第7・8号			260	7.5	3,000t×2	
B岸壁第1～4号バース番号B1～4			550	7～7.5	3,000t×4	
D岸壁第1～5号	バース番号D1, D2	34° 36.8' N 135° 26.0' E	580	7	3,000t×2	
	バース番号D3, D4, D5			5～5.5	1,000t×3	
E岸壁第1～7号	バース番号E1, E2, E3, E4	34° 36.8' N 135° 26.0' E	821	5.5～7.5	1,000t×5	
	バース番号E5, E6, E7			5.5～7	3,000t×2	
フェリー ふ頭 第1～6 号岸壁	バース番号F1	34° 37.2' N 135° 25.9' E	200	7.5	15,000×1	照明灯あり
	バース番号F2		130	4～6	3,000×1	
	バース番号F3		220	7～8	15,000×1	
	バース番号F4		200	7.5	10,000×1	
	バース番号F5	165	6.5～7	8,000×1		
	バース番号F6	130	6	3,000×1		
	バース番号R4	34° 38.1' N 135° 24.6' E	260	10	13,600×1	
	バース番号R5		260	10	17,300×1	

第5区

J岸壁第1～3号	34° 36.7' N 135° 24.5' E	720	12	20,000×3	
----------	--------------------------	-----	----	----------	--

架橋

橋名	概位	高さ(m)	備考
此花大橋	34° 40.0' N 135° 24.8' E	33	
夢舞大橋	34° 39.5' N 135° 24.0' E	約24	浮体式旋回橋。浮体式のため、垂直間隔は24mを保持する。
正蓮寺大橋	34° 40.3' N 135° 25.2' E	28	
天保山大橋	34° 39.6' N 135° 26.0' E	約45	白塗、斜張橋
港大橋	34° 38.7' N 135° 26.3' E	約49	赤塗、ゲルバートラス型
なみはや大橋	34° 38.7' N 135° 27.0' E	約45	
千歳橋	34° 38.8' N 135° 27.5' E	26	大正内港
千本松大橋	34° 38.0' N 135° 28.6' E	33	箱桁橋、両端はループ式になっている。
新木津川大橋	34° 37.5' N 135° 27.8' E	44	アーチ橋、大正内港南方約1M
かもめ大橋	34° 36.7' N 135° 25.3' E	10	斜張橋
神崎川橋	34° 41.0' N 135° 24.9' E	20	
中島川橋	34° 41.6' N 135° 24.4' E	29	
常吉大橋	34° 40.3' N 135° 24.5' E	10	

架空線 第3区、新木津川大橋西方に木津川を横断する2架空線（各高さ53m）と同区南西部の南港大橋の東方にも架空線（高さ41m）がある。

注意 第2区の大坂港サイロ岸壁付近へ向かう船舶は、安治川岸壁付近において、天保山南東方海域から来るはしけや小型船に注意を要する。

最大入港船舶 2019年6月8日、客船 SPECTRUM OF THE SEAS（169,379t）が第2区天保山岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、大阪港海難防止対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：大阪海上保安監部 06-6571-0223）

港湾施設

第1区

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
新港第1突堤A・C	34° 40.9' N 135° 11.8' E	364	8.5	10,000×2	
新港第1突堤D～F		360	7.5～8.5	10,000×2	
新港第2突堤G・H		360	8.5～9	10,000×2	
新港第2突堤I・J		356	8.5～9	10,000×2	
新港第3突堤K・L		357	6～9	10,000×2	
新港第3突堤M・N			8.5～11	45,000×1	
新港第4突堤O・P			8.5～11	45,000×2	
中突堤A	34° 40.8' N 135° 11.3' E	220	8～9	10,000t×1	
中突堤B～E		470	5～9	30,000t×1 1,000t×1	
高浜岸壁	34° 40.8' N 135° 11.1' E	294	5.5～7		
兵庫ふ頭A～E	34° 40.0' N 135° 11.0' E	623	6～7	5,000×5	
兵庫ふ頭F・G	34° 39.8' N 135° 11.0' E	423	9		
兵庫ふ頭H		211	9	7,500×1	
兵庫ふ頭I		278	9	10,000×1	
兵庫ふ頭J・K		265	7.5	5,000×2	

ポートアイランド

U・V岸壁	34° 40.0' N 135° 12.0' E	680	11.5	70,000×2	
S岸壁		300	11.5	25,000×1	
T岸壁		336	12	35,000×1	
ライナー岸壁1～3	34° 40.8' N 135° 13.0' E	710	10	15,000×3	
コンテナ岸壁0～R		1280	12	35,000×4	
ライナー岸壁4～15	34° 40.3' N 135° 13.4' E	2,637	10	15,000×12	
コンテナ岸壁D～H	34° 40.1' N 135° 13.6' E	1,211	11～12	15,000×1 20,000×1 35,000×3	
コンテナ岸壁18	34° 39.9' N 135° 14.1' E	750	15.5～16	60,000×1	
コンテナ岸壁I・J	34° 39.8' N 135° 13.8' E	700	12	30,000×2	
L岸壁	34° 39.5' N 135° 13.7' E	180	7.5	5,000×1	
コンテナ岸壁13～17	34° 39.4' N 135° 14.3' E	2,200	13.5～16	60,000×2 100,000×3	
M岸壁		120	10	1,000×1	

第2区

灘ふ頭岸壁	34° 42.0' N 135° 13.8' E	645	4～7	6,000×8 3,000×1	
摩 耶 ふ 頭	コンテナターミナルA～C	647	8.5～11	20,000×3	
	コンテナターミナルD～H	1,318	10～12	30,000×3	岸壁前面に異物存在
	コンテナターミナルI・J	661	10～12	20,000×2	

害防止措置を指導している。荒天が予想される際は、阪神港長から避難勧告が発せられ、特に神戸空港周辺については、錨泊自粛勧告が発せられる。(第2編航路記、第1章紀伊水道～明石海峡、第2節大阪湾周辺大阪湾、台風・津波等対策の項参照)

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
第五管区海上保安本部	078-391-6551
神戸海上保安部(港長)	078-331-6743
神戸運輸監理部	078-321-3141
神戸地方海難審判所	078-331-6371
運輸安全委員会神戸事務所	078-331-7258
大阪出入国在留管理局神戸支局	078-391-4747
神戸税関	078-333-3100
神戸税関ポートアイランド出張所	078-303-3550
神戸税関六甲アイランド出張所	078-857-0740
神戸検疫所	078-672-9651
神戸植物防疫所	078-331-2806
動物検疫所神戸支所	078-222-8990
神戸市港湾局神戸港管理事務所	078-304-2500

引船 本船用引船は、市営1隻及び私営32隻がある。

通船 通船が多数あり、メリケン波止場から発着している。

補給 多数の給水船及び給油船がある。

修理

名 称	電 話 番 号	備 考
三菱重工業(株)神戸造船所	078-672-2220	
川崎重工業(株)神戸工場	078-682-5001	
新神戸ドック(株)	078-599-5747	
(株)カミックス	078-431-2181	マリーナ

医療施設

名 称	電 話 番 号
神戸医療センター	078-791-0111
六甲アイランド甲南病院	078-858-1111
神戸掖済会病院	078-781-7811

海上交通 泉州港、小豆島、四国及び九州との間に旅客船便及びカーフェリー便がある。また、上海{中国}との間にもフェリー便がある。

第4章 備後灘・燧灘

第1節 三原湾～大崎上島北方

尾道糸崎港 (34° 23.9' N 133° 11.2' E) (海図W114、W119、W1117) (JP ONX)
第6区 {三原地区}



(2021年7月撮影)

港種 特定港・開港・出入国港・植物防疫の港・重要港湾

概要 福山港の西方、瀬戸内海の中央部北側にあり、港域内は第1区～第6区の6港区に分かれており、第1航路～第3航路の3航路がある。第5区内には吉和漁港がある。

この港は、第1区にある松永湾、第1区西部から第5区東部に至る尾道水道及び第6区にある三原湾を含む東西方向に細長い港で、背後は山地が海に迫っており、前面は向《ムカイ》島など多数の島々によって囲まれた天然の良港である。海陸交通の拠点として付近の島々への定期船の発着が多い。

松永湾の南東方約3Mにある千年《チトセ》港(34° 23.1' N 133° 18.3' E)の西方の常石港(34° 23.0' N 133° 17.8' E)は、~~（出入国管理及び難民認定法上による出入国港）~~の常石港がであるという。

気象 気候は極めて温和である。台風の通過時においても港内は比較的静穏である。

潮流 尾道水道の東流（西流）は尾道の低潮（高潮）約40分後から高潮（低潮）約40分後まで流れ、東流（西流）は高潮（低潮）約2時間25分前に最強となる。最強流速は東流が2.7kn、西流が2.5knである。転流は来島海峡より約15分遅れる。

三原湾では東・西に流れ、最強流速は東流が3knであり、西流が2.6knである。転流は長崎瀬戸より約40分遅れる。

港則 尾道糸崎港第3区においては、船舶を岸壁又はさん橋に係留中の船舶の船側にけい留してはならない。(港則法施行規則第34条)

港湾施設

第1区

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
天保山岸壁	34° 04.2' N 133° 00.5' E	100	4.5~6	2,000×1	
大型フェリー岸壁	34° 04.3' N 133° 00.3' E	130	5.5~6	10,000t×1	
第1棧橋	34° 04.2' N 133° 00.4' E	198	4~5.5	3,000t×1	
第2棧橋		176	2.5~4	300t級	
第3棧橋		92	3~4	500t級	

第2区

蔵敷岸壁	第1号	34° 03.7' N 133° 01.2' E	165	-	10,000×1	工事中
	第2号		130	7.5	5,000×1	
	第3号		180	5	2,000×2	前面に険悪地がある
	第4号		270	5~5.5	2,000×3	
鳥生岸壁		34° 03.5' N 133° 01.3' E	180	4.5~5	2,000×2	
			180	3~4.5	2,000×2	
富田岸壁第1号	34° 03.1' N 133° 01.8' E		240	12	30,000×1	コンテナクレーン
富田岸壁第2号			185	10	15,000×1	コンテナクレーン

第3区

仲之町岸壁	34° 06.6' N 132° 58.1' E	80	2以下	2,000×1	
-------	--------------------------	----	-----	---------	--

注意

- 第1区内は狭く、中・小型の定期船の出入が非常に多い。
- 来島海峡東口で特に憩流時、小型漁船が密集して操業しているため出入港船舶は注意が必要である。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、今治・西条台風・津波対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：今治海上保安部)

海事関係官公署

名 称	電 話 番 号
今治海上保安部(港長)	0898-23-5515
神戸税関松山税関支署今治出張所	0898-23-0031
四国運輸局今治海事事務所	0898-33-9001
今治市建設部建設政策局港湾漁港課	0898-36-1545

引船 引船が数隻ある。

通船 通船が数隻ある。

補給 主な係船岸壁で給水ができる。給油船が第1区及び第3区にある。

水路

- 1 東地区の泊地に至る水路は、幅約190m、水深7～7.5mで灯浮標により表示されている。
- 2 西地区の泊地に至る水路は、幅約60m、水深4.5～6mである。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
中央岸壁	33° 55.8' N 133° 07.1' E	260	7.5	16,000×1	
新中央岸壁	33° 56.0' N 133° 07.1' E	110	5	3,000×1	
北条岸壁	33° 56.5' N 133° 06.1' E	270	3～5	2,000×3	
外港岸壁	33° 56.7' N 133° 05.7' E	140	4～4.5	1,000×2	

架空線 東地区の泊地内に、泊地を東西に横断する2架空線（高さ46m及び約45m）がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、今治・西条台風・津波対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：今治海上保安部）

修理 小型船を修理する2造船所がある。

医療施設

名称	電話番号
西条市立周桑病院	0898-64-2630

海上交通 阪神港との間にカーフェリー便がある。

西条港 (33° 56.4' N 133° 10.2' E) (海図W1236) (JP SAJ)



(2021年7月撮影)

港種 港則法適用港・重要港湾

概要 壬生川港の東南東方約3Mにあり、本陣川の河口港から発展した港である。港湾法上は前項の壬生川港及び次項の新居浜港の一部とともに、東予港の港湾区域に含まれる。

東隣の渦井川河口には西条新港（仮称、港則法適用区域外）があり、港湾法上は西条港とともに、重要港湾の東予港の港湾区域（西条地区）に含まれる。

気象 年間を通じて西寄りの風が最も多く、次いで南西、北西の風が多い。南寄りの風以外の強い風が吹くときは、内港内にかんりのうねりが入る。

目標

地物名	概位	備考
煙突群	33° 56.0' N 133° 10.6' E	西側(高さ約100m、赤白塗)が一番高く、その東側に高さ51mの煙突群がある。紡績工場構内
煙突	33° 56.0' N 133° 10.1' E	高さ約200m、灰色塗、発電所構内

水路 港内に至る幅約70m、水深3.5～5.5mの水路があり、西条港導灯(33° 55.8' N 133° 10.5' E、2灯一線156°)及び灯浮標により表示されている。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
第1号岸壁	33° 55.8' N 133° 10.5' E	270	3～4.5	2,000×3	
第2号物揚場	33° 55.7' N 133° 10.4' E	248	2.5	—	
西ひうち岸壁	33° 56.3' N 133° 11.8' E	450	4.5	2,000×5	

架空線 泊地内を東西に横断する2架空線(高さ約34m及び約45m)がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、今治・西条台風・津波対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し高、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：今治海上保安部)

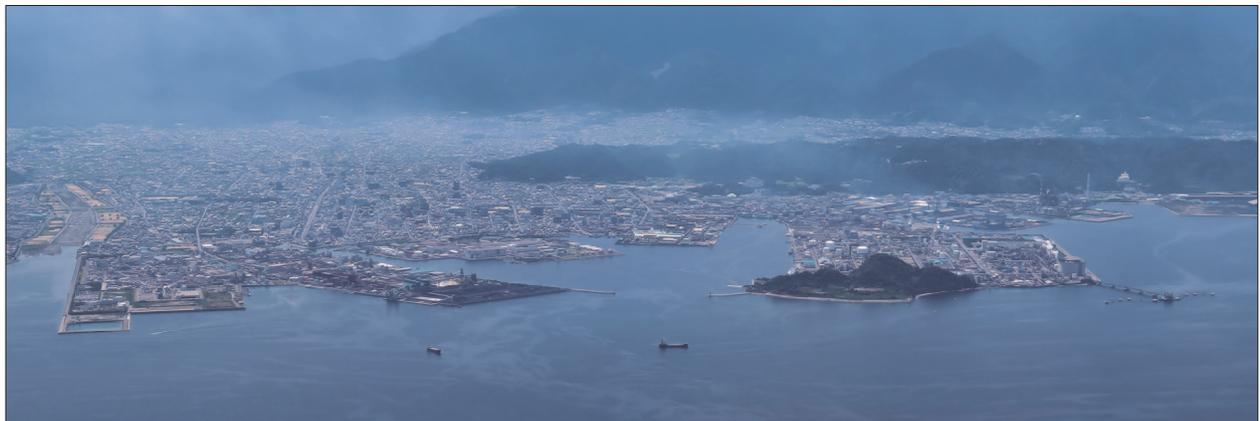
~~補給——第1号物揚場で給水ができる。~~

医療施設

名称	電話番号
西条中央病院	0897-56-0300

新居浜《ニイハマ》港 (33° 58.8' N 133° 15.8' E) (海図W1120) (JP IHA)

新居浜区



(2021年7月撮影)

通信 船舶と港長との間でVHF無線電話による港務通信ができる（第1編 総記、第8章 海難防止、港務通信の項参照）。

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
ひろしまほあん	ch16	ch12	常時	新居浜海上保安署	「ひろしまほあん」を呼出し、新居浜海上保安署への接続を依頼する。

航泊制限 港内を航行中の一般船舶は引火による事故を防止するため、港内停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海域への立ち入りが港長により禁止されている。~~また、新居浜区第3区の西側は、海底線があり錨泊が禁止されている。~~

錨地 多喜浜区の大島と陸岸とに囲まれた水深5~20m、底質泥の所は好錨地で、南~西の風に対しては安全である。ただし、「やまじ」と呼ばれる南寄りの強風には注意が必要である。

検疫錨地は、新居浜区第2区の東防波堤灯台の北北東方0.7M付近にある。

危険物積載船の錨地は、新居浜区第3区に指定されている。

港湾施設

新居浜区

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
西原岸壁	33° 58.1' N 133° 16.1' E	175	2.5~3.5	300t×1	
磯浦-4.5m岸壁	33° 57.2' N 133° 14.1' E	120	2~4.5	700×2	
磯浦-5.5m岸壁		180	4~5.5	2,000×2	
磯浦-7.5m岸壁		130	6.5~7	5,000×1	

多喜浜区

三喜浜岸壁	33° 59.0' N 133° 20.9' E	120	2~4	700×2	
多喜浜第1岸壁	33° 58.8' N 133° 20.3' E	90	5.5	2,000×1	
多喜浜第2岸壁		90		2,000×1	
多喜浜第3岸壁		90	4.5~5.5	2,000×1	
垣生第1岸壁	33° 59.2' N 133° 20.0' E	193	7.5	5,000×1	カーフェリー用
垣生第2岸壁		130	7.5	5,000×1	
垣生第3岸壁		90	4.5~5	2,000×1	
垣生第4岸壁		90	4.5~5	2,000×1	
黒島第1岸壁	33° 59.0' N 133° 20.3' E	130	6.5~7	5,000×1	
黒島第2岸壁		100	5	2,000×1	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

シーバース 御代島の西方約0.5M(33° 58.7' N 133° 14.8' E)にLNG用シーバースがある。

架空線 第1航路を横断する架空線(高さ46m)、新居浜区第1区に4架空線(高さ26m~35m)及び同第4区に架空線(高さ72m)並びに多喜浜区の大島~黒島間に架空線(高さ51m)がある。

最大入港船舶 2023年4月27日、LNG船ENERGY ADVANCE(119,233t、喫水11.2m)が新居浜LNGバースに着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、新居浜港台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止

目標

地物名	概位	備考
城山	34° 00.8' N 133° 34.0' E	高さ62m、山頂に川之江城がある。
煙突	34° 00.3' N 133° 33.4' E	高さ187m、赤白塗、製紙工場構内
5サイロ	34° 00.3' N 133° 32.6' E	灰色、製紙工場構内
2煙突	33° 59.8' N 133° 33.1' E	高さ213m及び186m、白塗角形及び青白塗集合型、製紙工場構内

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
川之江	34° 01.3' N 133° 34.4' E	1号岸壁	210	3.5~4.5	1,000×3	
		2号岸壁	70	-	1,000×1	前面に撤去跡がある。
		3号岸壁	180	-	700×3	全面が撤去跡である。
		4号岸壁	180	5.5	2,000×2	
大江岸壁	34° 00.6' N 133° 33.5' E	1号	130	7.5	5,000×1	
		2号	240	12	30,000×1	
		3号	240	12	30,000×1	
		4号	300	15	70,000×1	
	5~7号	34° 00.2' N 133° 33.3' E	240	3~4	700×4	
	8・9号	34° 00.4' N 133° 33.2' E	180	5	2,000×2	前面に険悪地がある。
	10号		90	5	2,000×1	前面に険悪地がある。
11号	130		7.5	5,000×1		
村松岸壁	33° 59.8' N 133° 33.0' E	1号	270	7.5~14.5	5,000×2	前面に険悪地がある。
		2号	350	15	70,000×1	
		3号	90	5.5	2,000×1	
		4号	260	6.5~7.5	5,000×2	
		5号	240	14~15	70,000×1	クレーン
		6号	350	15~15.5	70,000×1	クレーン
		7号	260	7~7.5	5,000×2	
		8号	240	12~13	30,000×1	
東ふ頭第4物揚場	33° 59.6' N 133° 33.1' E	160	-	700×2		
村松東ふ頭岸壁	33° 59.4' N 133° 32.9' E	140	-	1,000×2		
金子宮川岸壁	33° 59.2' N 133° 32.7' E	300	-	700×5		
金子1号岸壁	33° 59.6' N 133° 32.4' E	280	14	50,000×1	クレーン	

最大入港船舶 2018年7月1日、石灰船 LM VICTORIA (51,255 t、喫水13.25m)が、村松岸壁6号に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、三島川之江港台風・津波対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：今治海上保安部)

Mの地点に至る幅約320～400mの航路がある。

通信 船舶と港長及び港湾管理者との間でVHF無線電話による港務通信ができる（第1編総記、第8章海難防止、港務通信の項参照）。

1 港長との港務通信

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
ひろしまほあん	ch16	ch12	常時	広島海上保安部	TEL 082-253-3111 「ひろしまほあん」を呼び出し、 広島海上保安部への接続を依頼する。

2 港湾管理者との港務通信

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	備考
ひろしまポトラジオ	ch16	Ch11、ch12、ch14	常時	TEL 082-251-6033

航泊制限 港内を航行中の一般船舶は引火による事故を防止するため、港内停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海域への立ち入りが港長により禁止されている。

錨地 港内の底質は、比較的堅い細砂混じりの粘土で、錨泊に適する。検疫錨地は第2区の**峠島**（34°18.8' N 132°27.8' E）北東方に、また、危険物積載船の錨地は第3区の南方海域にそれぞれ指定されている。

港内にはカキの養殖施設が多数あるので、錨泊位置には注意を要する。

港湾施設 公共港湾施設の使用にあたっては㈱ひろしま港湾管理センター（本社）（TEL 082-250-7160）に申し込むこと。

第1区

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
海田1号岸壁	34° 21.4' N 132° 31.0' E	650	7～7.5	5,000×5	コンテナクレーン
海田2号岸壁		720	5	2,000×8	
宇品外貿ふ頭 1～4号岸壁	34° 21.3' N 132° 28.5' E	770	9～10	15,000×4	前面に険悪地がある。 一部工事中
宇品外貿ふ頭 5号岸壁	34° 21.1' N 132° 28.2' E	185	10	120,000×1	前面に険悪地がある。
宇品外貿ふ頭 ドルフィン		155			
市営棧橋	34° 21.2' N 132° 27.8' E	180	-	500×2	

第3区

出島東1号岸壁	34° 21.0' N 132° 27.0' E	160	3～7.5	5,000×1	前面に険悪地がある。
出島東2号岸壁		180	3.5～4.5	700×3	
出島西1号岸壁	34° 21.4' N 132° 26.8' E	480	3～4	700×8	前面に険悪地がある。
出島西2号岸壁		685	4～5.5	2,000×7	
出島1号岸壁	34° 21.0' N 132° 26.4' E	110	5.5	2,000×1	前面に険悪地がある。
出島2号岸壁		150×2	7.5	5,000×2	コンテナ船、自動車運搬船用 コンテナクレーン 前面に険悪地がある。
出島3号岸壁		330	14～14.5	50,000×1	コンテナ船専用 コンテナクレーン

医療施設

名 称	電 話 番 号
岩国医療センター	0827-34-1000

海上交通 付近の島々との間に旅客船便がある。

久賀《クカ》港 (33° 57.3′ N 132° 15.8′ E) (海図W142) (JP KGB)

港種 港則法適用港

概要 大島瀬戸の東方約 2.5M、屋代島西部北岸にある港であり、港域は北方に開口した湾を成している。港内の主要部は水深9～12m、底質泥で、港奥に防波堤で囲まれた3つの船だまりがある。

目標

地物名	概 位	備 考
大崎鼻	33° 57.3′ N 132° 17.0′ E	灯台がある。
薬師山	33° 56.7′ N 132° 16.8′ E	高さ277m、鋭峰

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
弁天岸壁	33° 57.0′ N 132° 16.4 E	120	-	700 t × 2	
弁天物揚場		200	-	500 t × 4	

海上交通 前島との間に旅客船便がある。

柳井港 (33° 56.8′ N 132° 08.2′ E) (海図W152) (JP YAN)



(2021年5月撮影)

港種 特定港

概要 岩国港の南南西方約14Mにある北西方へ湾入した港で、港内には大型LNG船の専用シーバースがある。港内北部に柳井漁港がある。東方約2Mの大島瀬戸南方に小松港 (33° 56.3′ N 132° 11.0′ E、港則法適用港) (JP KMX) がある。

徳山地区西側



(2021年6月撮影)

港種 特定港・開港・検疫港・出入国港・植物防疫の港・国際拠点港湾

概要 山口県東部の周防灘に面した徳山湾と笠戸湾とを包含し、港内は第1区～第4区の4港区に分かれ、第1区は埋立地により3つの区域に分かれている。第1区北西部及び第3区北部に福川漁港、第2区西部に徳山漁港及び第4区東部に光漁港がある。この港の南東方約2Mに室積港(33° 55.5′ N 131° 58.1′ E、港則法適用港)(JP MZM)がある。

この港は、大津島、大島半島、笠戸島などに囲まれた水深の深い天然の良港で、徳山地区には、10,000 t前後の船舶の入出港が多い。

気象 年間の最多風向は北東、次いで北北東、東南東の順である。夏季～秋季の台風時における南東の風が最も強く、次いで冬季における西寄りの風が強い。

台風時の注意 台風時に南東～南の強風が連吹すると、徳山湾では湾口から波浪が侵入し、湾口付近及び黒髪島頂(34° 01.8′ N 131° 44.2′ E、高さ313m)と給《スクモ》島頂とを結ぶ線以南の海域では小型船の停泊が困難となる。その他の風向では、島や半島が自然の防波堤となる。なお、笠戸湾への波浪の侵入は少ない。

水先 内海水先区水先人会に要請する。(第1編総記、第6章 水先、水先人会の項参照)

目標

港に接近するとき

地物名	概位	備考
野島	33° 56.5′ N 131° 41.9′ E	高さ77m、平頂、南端付近に灯台がある。北側に平島(高さ40m)と沖島(高さ44m)がある。
大津島	34° 00.1′ N 131° 42.5′ E	高さ161m、南北に長い島、南側に地峡で続き馬島(高さ165m)がある。
給《スクモ》島	33° 58.7′ N 131° 45.8′ E	高さ138m、やや鋭頂、東側は大島半島に連なっている。
大島半島	34° 00.2′ N 131° 48.6′ E	低い地峡で南・北に分かれ、南部は東西に長く、北西岸には多数の油タンク(白塗)がある。南西部山上の煙突(高さ232m)は遠望顕著。
笠戸島	33° 56.2′ N 131° 49.6′ E	島頂の高壺山(高さ256m)は南西部にある。北東～南西に長く、南端の火振岬に灯台がある。
大水無瀬島	33° 56.2′ N 131° 55.8′ E	高さ84m、南端に灯台がある。北西側に堤防で連なる小水無瀬島がある。

シーバース 第3区杵島北方に係船浮標係留方式の出光シーバース (33° 59.4' N 131° 45.9' E、施設灯 (モールス符号白光毎8秒にU (・・-))) が設置されている。

架橋 第1区新南陽に周南《シュウナン》大橋 (高さ24m) が、第2区宮ノ瀬戸に笠戸大橋 (高さ24m～26m) がある。また、第1区富田川河口に橋の橋脚のみ4基が残存している。

架空線 第2区宮ノ瀬戸の南口に架空線 (高さ26m) がある。

最大入港船舶 2001年、タンカー BERGE STAD (160,467 t、喫水19.5m) が出光シーバースに係船した。

大分港 (33° 16.6′ N 131° 38.6′ E) (海図W1219、W1247^A、W1247^B) (JP 01P)

東 部



(2021年9月撮影)

西 部



(2021年9月撮影)

港種 特定港・開港・検疫港・出入国港・家畜検疫の港・植物防疫の港・重要港湾

概要 別府港の東南東方約 9Mにある港で、旧大分港の西大分泊地とその東方の住吉泊地、乙津泊地、鶴崎泊地、大在泊地及び日吉原泊地からなる。沿岸一帯は大分臨海工業地帯となっている。住吉泊地には大分漁港がある。

気象 風向は年間を通じて南が多く、次いで北西である。風速は一般に冬季の北西風が強く、このとき港内はかなり波立つ。

台風等荒天時の場合は近くに避難港がないので、台風の規模・進路等にもよるが、大型船は遠く中国地方〔徳山〕、四国方面へ避難する船舶もある。

水先 内海水先区水先人会に要請する。(第1編総記、第6章水先、水先人会の項参照)

目 標

地物名	概 位	備 考
無 線 塔	33° 14.9′ N 131° 34.5′ E	高さ 127m、銀色塗
煙 突	33° 16.2′ N 131° 40.3′ E	高さ 203m、赤白塗、化学工場構内
3 煙 突	33° 16.1′ N 131° 42.4′ E	高さ各 203m、灰色塗、発電所構内

通信 船舶と港長及び港湾管理者との間で VHF 無線電話等による港務通信ができる。(第1編総記、第8章海難防止、港務通信の項参照)。

1 港長との港務通信

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
もじほあん	ch16	ch12	常 時	大分海上保安部	「もじほあん」を呼び出し、大分海上保安部への接続を依頼する。

2 港務管理者との港務通信

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	備 考
おおいたポータルラジオ	ch16	ch12, ch14, ch18, ch19	常 時	TEL 097-528-9521

航泊制限 港内を航行中の一般船舶は引火による事故を防止するため、港内停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海域への立ち入りが港長により禁止されている。

鶴崎泊地中央部の水路は錨泊禁止区域に指定されている。

錨地 港内には、1～7号及び大分港新錨地がある。

港の東部にある大分港日吉原泊地北防波堤北灯台(33°15.7'N 131°46.0'E)北方に検疫錨地がある。

注意 乙津泊地及び鶴崎泊地には自主運用基準が設けられているので、船舶代理店等に内容を確認すること。

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
生石ふ頭1～5号岸壁	33° 14.8' N 131° 35.4' E	295	0.5～4	700×5	前面に険悪地がある。
生石ふ頭6・7号岸壁		245	6.5～7	5,000×2	
生石ふ頭8号岸壁		45	6	700×1	
生石ふ頭9・10号岸壁		160	2.5～6	3,000×2	
住吉ふ頭1・2号岸壁	33° 15.2' N 131° 36.2' E	370	9～9.5	15,000×2	前面に険悪地がある。
住吉ふ頭3～7号岸壁		469	4～5.5	3,000×5	
住吉ふ頭8号岸壁		100	3.5～4	700×2	
住吉ふ頭9～15号岸壁	33° 15.1' N 131° 36.4' E	570	3～4.5	700×7	
住吉ふ頭16号岸壁		105	4.5	3,000×1	
乙津公共1～3号岸壁	33° 15.7' N 131° 40.3' E	390	4.5～6.5	5,000×3	前面に険悪地がある。
乙津公共4・5号岸壁		180	2～5	2,000×2	前面に険悪地がある。
鶴崎東岸壁	33° 15.5' N 131° 41.4' E	480	3.5～4.5	700×8	
鶴崎西岸壁		420	2.5～5.5	700×4 2,000×2	
鶴崎廃油処理場 1号岸壁	33° 16.0' N 131° 41.1' E	60	3.5	1,000×1	
鶴崎廃油処理場 2号岸壁		100	3.5～4.5	2,000×1	
大在公共1号岸壁	33° 14.9' N 131° 44.7' E	120	4.5	700×2	
大在公共2号岸壁		230	3.5	500t級	
大在公共3～8号岸壁		540	4.5～5.5	2,000×6	
大在公共9号岸壁		160	7.5	5,000×1	
大在公共11～15号岸壁		520	3.5～7.5	5,000×4	
大在公共16・17号岸壁		425	9.5～12	15,000×1 30,000×1	
大在公共18号岸壁		150	3.5～4	500t級	
大在公共19号岸壁		170	10	10,000×1	コンテナクレーン
大在公共20号岸壁		280	14	50,000×1	コンテナクレーン

南方から入港するとき

小 富 士	33° 52.9' N 132° 40.3' E	高さ 282m、遠望顕著、興居島南部
黒 崎	33° 52.6' N 132° 41.4' E	樹木の茂る崎、興居島南東端
忽那《クツナ》山	33° 50.6' N 132° 42.0' E	高さ 49m、孤立丘、好目標

水路 高浜瀬戸は、北方から松山港に入港する際の水路で、最狭部の可航幅（水深 10m以上）約 500m、中央の水深 50m前後である。

通信 船舶と港長及び港湾管理者との間で VHF 無線電話等による港務通信ができる。（第 1 編総記、第 8 章海難防止、港務通信の項参照）。

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
ひろしまほあん	ch16	ch12	常 時	松山海上保安部	「ひろしまほあん」を呼び出し、松山海上保安部への接続を依頼する。

錨地 興居島東側の沖ノ藻と北方陸岸との中間（由良湾）は避泊地に良いが、北東部の海底線に注意を要する。危険物積載船の錨地は第 2 区に指定されている。

航行上の注意 松山港南方至近の松山空港滑走路の前面には、航空法に基づく航空機進入表面区域が設定されている。

港湾施設

第 1 区

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
観光港第 1 フェリー岸壁	33° 53.4' N 132° 42.3' E	160	5.5~6	3,000×1	前面に険悪地がある。
観光港第 2 フェリー岸壁		238	7.5	10,000×1	
観光港第 1 棧橋	33° 53.3' N 132° 42.2' E	199	5~14.5	3,000×2	
観光港第 2 棧橋		169	5~8	3,000×2	

第 2 区

外港第 1 ふ頭 1 号岸壁	33° 51.5' N 132° 42.5' E	220	4.5~5	3,000×2	前面に険悪地がある。
外港第 1 ふ頭 2 号岸壁		370	10	10,000×2	前面に険悪地がある。
外港第 1 ふ頭 3 号岸壁		315	3.5~4	700×6	前面に険悪地がある。
外港第 2 ふ頭 1 号岸壁	33° 51.8' N 132° 42.5' E	300	3.5	700×5	
外港第 2 ふ頭 2 号岸壁		180	5~5.5	2,000×2	前面に険悪地がある。
外港第 2 ふ頭 3 号岸壁		390	6.5~7	5,000×3	前面に険悪地がある。
大可賀ふ頭 1 号岸壁	33° 51.3' N 132° 42.5' E	180	1~3	700×2	前面に険悪地がある。
大可賀ふ頭 2 号岸壁		200	1.5~3	700×3	前面に険悪地がある。
大可賀ふ頭 3 号岸壁		90	4~4.5	2,000×1	前面に険悪地がある。
吉田浜 1 号岸壁	33° 50.4' N 132° 41.8' E	270	4~5	2,000×3	前面に険悪地がある。
吉田浜 2 号岸壁		180	4~4.5	2,000×2	
外港新ふ頭 1 号岸壁	33° 50.8' N 132° 41.9' E	170	10~10.5	10,000×1	前面に険悪地がある。 コンテナクレーン
外港新ふ頭 2 号岸壁	33° 50.8' N 132° 41.8' E	260	13	40,000×1	コンテナクレーン
外港新ふ頭 3 号岸壁	33° 51.1' N 132° 41.9' E	130	7~7.5	5,000×1	コンテナクレーン
外港新ふ頭 4 号岸壁		130	7.5	5,000×1	

第7章 関門海峡

九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所	093-751-8111
九州運輸局下関海事事務所	083-266-7151
広島出入国在留管理局下関出張所	083-261-1211
福岡出入国在留管理局北九州出張所	093-582-6915
門司税関	050-3530-8306
門司税関田野浦出張所	093-321-3996
門司税関下関税関支署	083-266-5376
門司税関戸畑税関支署	093-881-5858
門司税関戸畑税関支署若松出張所	093-761-4445
福岡検疫所門司検疫所支所	093-321-3056
福岡検疫所門司検疫所支所 ^{統括食品監視官付} 下関分室	083-266-1402
門司植物防疫所	093-321-1404
門司植物防疫所下関出張所	083-266-4442
動物検疫所門司支所	093-321-1116
下関市港湾局港湾事務所	083-266-3150

修理

名 称	電 話 番 号
MHI 下関エンジニアリング (株)	083-266-7993
旭洋造船 (株)	083-246-1381
東亜建設工業 (株) 下関営業所	083-246-1111
三菱重工業 (株) 下関造船所	083-266-5978
サンセイ (株) 下関工場	083-267-3525
長門造船 (株)	083-223-8251
小門造船 (株)	083-232-3000

廃油処理施設

事業 者 名	申 込 先	利用可能時間	処理する廃油の種類	
			廃 重 質 油	廃 軽 質 油
ニチユ産業 (株)	093-701-0351	0800~1700	全種類 (コレクトオイルを除く)	

医療施設

名 称	電 話 番 号
関門医療センター	083-241-1199
小倉医療センター	093-921-8881
下関市立市民病院	083-231-4111

4 六連島区 (33° 58.0' N 130° 53.0' E) (海図W1264) (JP KNM)



(2021年10月撮影)

概要 関門海峡の西口に位置し、港区内をほぼ南北方向に関門航路が通っている。港区内北東部では、人工島の長州出島の建設工事及び岸壁の築造工事が行なわれており、一部供用開始されている。

目標 六連島の南東部にタンク群 (33° 58.3' N 130° 52.0' E) があり、よく目立つ。

錨地 六連島の東方には、関門航路を挟んで二つの検疫錨地がある。西方の錨地の六連島寄りには浅い。東方の錨地内には水深 10m以下の浅瀬 (最小水深は南東隅の水深 5.7m) が散在する。錨地内には停泊船が多い。

航路内は投錨が禁止されているので、六連島東方に仮泊するときは供用開始された人工島岸壁への航路筋は避けて選ぶとよい。六連島東方の検疫錨地付近の底質は岩で表層の砂と泥層は薄く、錨かきが悪い。大型船は、錨かきの良好な六連島北方海域または部埼南方海域等に仮泊すること。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
新港1号岸壁	33° 59.1' N 130° 53.8' E	328	12	30,000×1	
新港2号岸壁	33° 59.1' N 130° 53.6' E	380	12	220,000t×1	

架橋 長州出島から東方対岸に長州出島大橋 (高さ 12m) がある。

最大入港船舶 2023年9月24日、客船 MSC ベリッシマ (171,598 t) が長州出島新港第2岸壁に着岸した。

海上交通 下関区との間に渡船があり、六連島から発着している。

第2節 関門港〔九州側〕

5 響新港区 (33° 59.0′ N 130° 45.0′ E) (海図W201、W1266、W1267) (JP HBK)



(2021年10月撮影)

概要 藍島の西北西方約3.7Mにある白島《シラシマ》の男島東側を含む付近海域から、南方の陸岸までを港区としている。港区内には風波を遮るものはない。響泊地東側にある響灘水路（中央部の水深は4.5～5m）で若松区第4区に隣接する。

響泊地東側にLNG受入基地が整備されている。同泊地の北九州港響灘西6号岸壁には最大16万トン級の大型客船の受入れがある。

響灘東防波堤の東側の海域において、新たな処分場建設のため、護岸築造工事が実施されている。

航行上の注意 男島の北方約2M (34° 03.2′ N 130° 43.5′ E) に浮体式風力タービン（黄灯付き、霧信号所併設、AIS信号を常時発射）が設置されている。

この施設の周囲には、係留アンカーと係留チェーンが設置されている。また、施設から南方の響新港区の陸岸に至る間に、海底線（電力）が敷設されている。なお、海底電力線は、浮体式風力タービンの位置から約200mの間は、水面下に浮遊するように設置されている。

このため、付近を航行する船舶は、注意を要する。

入港上の注意 女島の南南東方約1Mに水深3.8mの浅瀬、同南南東方約2Mに中瀬（水深4.4m）、同瀬の東南東方約1Mに丸山出シ (33° 58.1′ N 130° 45.1′ E、水深3.8m、東側に灯浮標がある。) がある。八幡岬 (33° 56.1′ N 130° 43.7′ E) の北北東方約1.1Mに横瀬（水深2.4m、北側に灯浮標がある）がある。藍島南西方約1.3Mの白洲 (33° 59.0′ N 130° 47.5′ E、灯台がある。) 周辺には浅瀬がある。

南部には、港区を東西に横切る内航船の常用航路があり、2,000トン級以下の船舶の通航が多い。

目標

地物名	概位	備考
2タンク	33° 55.9′ N 130° 46.7′ E	白色塗、LNG基地構内

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
響灘西1・2号岸壁	33° 56.0′ N 130° 46.1′ E	160	5	—	
響灘西3・4号岸壁		340	10	10,000×2	
響灘西5・6号岸壁	33° 56.0′ N 130° 45.9′ E	700	15	60,000×2	

※上表のほか、会社専用の係船施設がある。

3 通報手段

(1) VHF 無線電話による場合

識別信号	呼出応答	通 信	運用時間
わかまつこうないほあん	ch16	ch12、ch14、ch66	常 時

(2) 電話又は電子メールによる場合

提 出 先	電話番号	電子メール
若松港内交通管制室	093-871-2482	jcg-7wakamatsu-jizentsuho@gxb.mlit.go.jp

(3) 書面による場合

通報様式に記入し、若松港内交通管制室に持参、又は郵送

住所 〒804-0053 福岡県北九州市戸畑区牧山 4 丁目 11 若松港内交通管制室

(4) 電子申請による場合

NACCS センターに申し込み、ID 及びパスワードの取得を要する。

連絡先 URL <https://www.naccs.jp/>

海上交通情報の提供 牧山船舶通航信号所（若松港内交通管制室）では、洞海湾（若松航路及び奥洞海航路）における航行船舶の安全のために、他の船舶の動向や気象状況等の情報を提供している。

内 容	方 法
<p>1 通報事項</p> <p>洞海湾における次の事項</p> <p>(1) 航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況</p> <p>(2) 船舶の交通の制限または禁止の状況</p> <p>(3) 航路標識の異常の状況</p> <p>(4) 航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業または航路障害物の状況</p> <p>(5) その他船舶の航行の安全上必要な事項</p>	<p>呼出名称：わかまつこうないほあん</p> <p>1 通報用（船舶自動識別装置）（英語） 004310704（火ノ山送受信所）</p>
<p>2 通信事項</p> <p>(1) 無線電話による場合</p> <p>ア 若松水路、奥洞海航路及び若松区（5 区及び 6 区を除く）における管制の状況及び予告</p> <p>イ 洞海湾における 300 t 以上の船舶の動向</p> <p>ウ 牧山における風向及び風速</p> <p>エ 洞海湾における視程の状況</p> <p>オ 上記 1 通報事項の(3)から(5)に掲げる事項</p> <p>(2) 船舶自動識別装置による場合</p> <p>洞海湾にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項</p>	<p>2 通信用</p> <p>(1) 無線電話による場合（日本語） ch12、ch14、ch66</p> <p>(2) 船舶自動識別装置による場合（英語） 004310704（火ノ山送受信所）</p> <p>3 呼出・応答用 ch16</p>

錨地 第1区～第4区においては、原則として全ての船舶は錨泊が禁止されている。第5、6区においては、300 t 以上の一般船舶及び全ての危険物積載船舶は港長の**指定**を受けなければ錨泊してはならない。

入港上の注意

- 第1区～第4区内は、狭いうえに水路が複雑に分岐しており、汽艇等、曳航作業従事船の往来も多